

令和7年第2回西予市議会定例会総務常任委員会会議録

1. 招 集 年 月 日 令和7年6月19日
1. 招 集 の 場 所 第3委員会室
1. 開 会 令和7年6月19日
午後1時00分
1. 閉 会 令和7年6月19日
午後3時24分
1. 出 席 委 員
委員長 山本 英明
副委員長 小玉 忠重
委員 山下 昌和
委員 宇都宮俊文
委員 森川 一義
1. 欠 席 委 員
委員 二宮 一朗
1. 出 席 説 明 員
総務部長 山住 哲司
政策企画部長 大野本 敦
教育部長 谷川 和久
総務課長 山崎 徳博
危機管理課長 宇都宮 博
税務課長 古川 郁夫
財政課長 沖野 貴洋
まちづくり推進課長 安田 司
政策推進課長 原井川英一
学校教育課長 宇都宮 晋
総務課長補佐 岡本 夕佳
危機管理課長補佐 三好 栄治
税務課長補佐 二宮 厚彦
財政課長補佐 三瀬 一也
まちづくり推進課長補佐 松本 義博
地域づくり活動センター推進室長
三好 祐介
政策推進課長補佐 周藤 功治
学校教育課長補佐 薬師寺ふみ
せいよ西学校給食センター所長
三好俊一郎
せいよ東学校給食センター所長
和氣 伸二
総務課係長 兵頭 秀二
総務課係長 三好 祐斗
危機管理課係長 山口 勝範
税務課係長 柴田 直樹
まちづくり推進課係長 渡邊 利彦
政策推進課係長 河野 温

- 学校教育課係長 清水 太一
学校教育課係長 松本 英之
1. 出席議会事務局職員
書記 瀧川 健二
1. 会議に付した事件
議案第80号 西予市小中学校学習用端末の取得について
議案第81号 西予市職員の育児休業等に関する条例及び西予市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
議案第82号 西予市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第89号 令和7年度西予市一般会計補正予算(第1号)
議案第93号 西予市投票管理者等の報酬に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第94号 西予市議会の議員及び長の選挙における公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定について
1. 会 議 の 経 過 別紙のとおり

開会 午後1時00分

○小玉副委員長

開会に当たり、委員長より挨拶があります。

○山本委員長

山本委員長が挨拶を行う。

○小玉副委員長

次に、山住総務部長より挨拶をお願いします。

○山住総務部長

山住総務部長が挨拶を行う。

○小玉副委員長

議案審査に移る前に、注意事項を申し上げます。発言の際は挙手の上、委員長の許可を得て発言してください。それではこれより、進行は委員長が行います。

【総務部】

【総務課】

○山本委員長

当委員会に付託されました議案、条例改正4件、財産の取得1件、補正予算1件、請願1件であります。

これより、審議に入りたいと思います。

それではまず始めに、総務課の審査を行いたいと思います。

議案第81号「西予市職員の育児休業等に関する条例及び西予市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例制定について」、議案第82号「西予市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について」の2議案につきましては、関連がありますため、一括議題といたしたいと思います。

山崎課長の説明を求めます。

○山崎総務課長

議案第81号「西予市職員の育児休業等に関する条例及び西予市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例制定について」、議案第82号「西予市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について」関連がございますので、一括して御説明を申し上げます。

今回の改正は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正及び国家公務員の規定に準じ、それぞれの条例の一部を改正するものであります。

改正の内容としましては、小学校就学始期に達するまでの子を養育する職員が、1日最大2時間取得できる部分休業制度を拡充するもので、現行の1日最大2時間取得できる形態、第1号部分休業に加え、1年につき10日間の勤務時間に相当する時間を超えない範囲で1日の勤務時間の全部または一部について勤務しない形態、これが第2号部分休業といいますが、それを新設し、職員はいずれかの形態を1年単位で選択が可能となります。

また、妊娠または出産等の旨を申出た職員及び3歳に達するまでの子を養育する職員に対して、育児に関する両立支援制度等の個別周知、意識確認等を行うなど、任命権者が講じなければならない措置を新たに追加いたします。

主な内容としましては、次の3点になります。

育児に関する両立支援制度または措置等の個別周知、2番目に育児に関する両立支援制度等の請求等を行うか意思確認、3番目に仕事と育児の両立の支援となる事情の改善に資する事項に関する意識確認、これにより職員が仕事と育児との両立に必要な制度を拡充することで、働きやすい職場づくりの推進及び職員のワークライフバランスの促進を図っていきたくと考えております。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いいたします。

○山本委員長

山崎課長の説明は終わりました。

これより質疑に入りたいと思います。

○山崎総務課長

先ほど任命権者が講じなければならない措置を新たに追加いたしますということで3つの内容を報告しましたが、3番目の仕事と育児の両立の支援と言いましたが、支障となる事情の改善に資する事項に関する意識確認ということになります。

訂正させていただきます。

○山本委員長

これより質疑に移りたいと思います。

今の説明を聞いていただいて、御質疑ございましたらお願いします。

〔発言する者なし〕

○山本委員長

質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

それでは、ただいま説明いただきました2議案について、それぞれについて採決を行いたいと思います。

お諮りをいたします。最初に、議案第81号「西予市職員の育児休業等に関する条例及び西予市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例制定について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○山本委員長

挙手全員によりまして当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。

続いてお諮りいたします。議案第82号「西予市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○山本委員長

挙手全員によりまして、議案第82号も当委員会としましては、原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。(休憩 午後1時11分)

○山本委員長

再開を告げる。(再開 午後1時12分)

それでは引き続き、総務課の審査を行います。議案第89号「令和7年度西予市一般会計補正予算(第1号)」のうち総務課所管分についてを議題といたします。

山崎課長の説明を求めます。

○山崎総務課長

議案第89号「令和7年度西予市一般会計補正予算(第1号)」のうち総務課所管分について説明させていただきます。

予算書12ページから40ページまでの歳出予算に掲載しております一般会計の各科目別職員給与費補正予算につきましては、総務課にて一括して説明をさせていただきます。

当初予算の職員給与費は、昨年度の当初予算編成時点での正職員数と、年度末の退職予定者数及び新年度の新規採用予定者数を見込んで所要額を計上しておりますが、4月1日付け人事異動により、各課の職員数及び年齢構成等に変動がありましたので補正予算にて科目別職員給与費の計上額を調整するものです。

今回の一般会計における職員給与費全体の補正額は4514万6000円の減額で、補正後の職員給与費の総額は41億9455万4000円となります。減額の主な理由としましては、当初予算編成以後の退職者が発生したことや、4月以降の給与等の実績値により、今後の見込額を見直したことによる支給額の減少によるものでございます。なお、総務課所管以外の会計年度任用職員給与費の補正予算につきましては、予算を計上している各担当課から所管の常任委員会に説明を行います。

以上で総務課所管分の説明を終わります。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○山本委員長

山崎課長の説明は終わりました。

これより質疑に移りたいと思います。

質疑のある方は、御意見お願いしたいと思います。

〔発言する者なし〕

○山本委員長

質疑がありませんようですので、採決に移らせていただきます。

お諮りをいたします。議案第89号「令和7年度西予市一般会計補正予算(第1号)」のうち総務課所管分について、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○山本委員長

挙手全員によりまして当委員会としましては、原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。(休憩 午後1時16分)

【選挙管理委員会】

○山本委員長

再開を告げる。(再開 午後1時17分)

それでは、選挙管理委員会の審査を行います。

議案第93号「西予市投票管理者等の報酬に関する条例の一部を改正する条例制定について」また、議案第94号「西予市議会の議員及び長の選挙における公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定について」の2議案について、関連がありますため一括議題とさせていただきます。

山崎選挙管理委員会書記長の説明を求めます。

○山崎選挙管理委員会書記長

議案第 93 号「西予市投票管理者等の報酬に関する条例の一部を改正する条例制定について」、議案第 94 号「西予市議会の議員及び長の選挙における公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定について」関連がありますので、一括して説明させていただきます。

今回の改正は、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法施行令の一部改正に伴い本条例の一部を改正するものであります。

国の選挙において、選挙執行にかかる経費は算定基準に基づき選挙委託費として、国から地方公共団体に交付されております。最近の物価の変動等を考慮し、選挙等の円滑な執行を図るため、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律が改正され、国から地方公共団体に交付される委託費の単価が引上げられたことに伴い本市における選挙長等の費用弁償額を引き上げるため、本条例を改正するものです。また同様に、衆議院議員及び参議院議員の選挙における選挙運動に関し、選挙公営に要する経費に係る限度額を引き上げるため、公職選挙法施行令が改正されました。本市の市議会議員及び長の選挙における選挙公営の額につきましては、国の基準に準じて定めているところです。今回、ビラ作成とポスター作成の 1 枚当たりの単価が引上げられましたので、本条例を改正するものであります。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○山本委員長

山崎選挙管理委員会書記長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

○山本委員長

質疑もないようですので、以上で質疑を終結いたします。

それではただいまの 2 議案につきまして、それぞれに採決を行いたいと思います。

お諮りいたします。議案第 93 号「西予市投票管理者等の報酬に関する条例の一部を改正する条例制定について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○山本委員長

挙手全員によりまして当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。

続いて、お諮りをいたします。議案第 94 号「西予市議会の議員及び長の選挙における公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○山本委員長

この議案も挙手全員により当委員会としましては、原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。(休憩 午後 1 時 22 分)

【危機管理課】

○山本委員長

再開を告げる。(再開 午後 1 時 24 分)

それでは続きまして、危機管理課の審査を行います。

議案第 89 号「令和 7 年度西予市一般会計補正予算（第 1 号）」のうち危機管理課所管分についてを議題といたします。

宇都宮課長の説明を求めます。

○宇都宮危機管理課長

それでは、議案第 89 号「令和 7 年度西予市一般会計補正予算（第 1 号）」のうち危機管理課所管分について、予算書に基づき御説明申し上げます。まず、歳出から御説明いたします。

予算書 34 ページを御覧ください。

9 款消防費、1 項消防費、4 目災害対策費、防災行政無線・情報システム整備事業において、170 万 5000 円を増額するものでございます。防災に関する市民の皆様への情報発信については、多重化、多様化を進めているところでございますが、その中の 1 つに、西予市、愛媛大学、イツモスマイル株式会社と産官学で開発した「みんなの防災アプリ」がでございます。このアプリに、令和 7 年 3 月に音声自動再生機能が新たにシステム構築されたことから、みんなの防災アプリに音声自動再生機能を搭載する費用として、委託料 170 万 5000 円を計上いたしております。これにより、みんなの防災アプリで、市民の皆様へ災害情報を音声、文字により迅速に伝えることが可能となります。現在、使用中の防災アプリ「コスモキャスト」は、みんなの防災アプリと機能が重複すると

ともに、ランニングコスト削減の面から、7月末をもって廃止する予定でございます。また、みんなの防災アプリへの登録につきましては、広報、市のホームページ、防災講話や研修会を通して、周知してまいりたいと考えております。

続きまして歳入について、御説明させていただきます。

予算書 11 ページを御覧ください。

21 款市債、1 項市債、6 目消防債、防災行政無線デジタル整備事業として、170 万円の緊急防災・減災事業債を充当いたしております。

以上で、議案第 89 号「令和7年度西予市一般会計補正予算（第1号）」のうち危機管理課所管分についての御説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○山本委員長

宇都宮課長の説明は終わりました。

これより質疑に入りたいと思います。

質疑のある方、挙手の上御発言をお願いします。

○宇都宮委員

先ほど防災アプリのことあったんですが、もう少し詳しくどんなふうな使い方で、例えば市民の皆さんがどのような見方をするのか、ちょっと分かる範囲で説明していただいたらと思います。

○宇都宮危機管理課長

みんなの防災アプリの御説明をさせていただいたと思います。地域内にいる要支援者の避難状況や、地域内の被災状況などをスマートフォンアプリを通じて、リアルタイムで情報共有することが出来ます。

3点ございますが、1点目に、要支援者に対する確実な避難支援を図ること。2番目に、支援者の二次被害を防止すること。3点目に、支援が完了していない要支援者に対する支援の取りこぼしを未然に防ぐ機能を備えております。そのほか、備蓄品が管理できる機能、防災行政無線が音声及びテキストで配信される機能、またマイタイムラインが作成できる機能などが備わっています。

今回、補正で計上させていただきましたのは、音声及び文字でという2つのことができるようなシステムにするように計上させていただいております。

○宇都宮委員

音声と言われたんですが、そしたら非常時に非常の通話というか地震のときの警報みたいな感じで出るということですか。

○宇都宮危機管理課長

防災情報として放送した内容が、音声と文字になってスマートフォンから流れてくるということになります。

○山下委員

今のアプリなんですけど、私自身がコスモキャストっていうのにも入ってないので、今回、話を聞いてたら非常にこの「みんなの防災アプリ」っていうのは有効になるんじゃないかと思っております。その辺りの市民の皆さんへの周知っていうところは、力を入れていただきたいなと思っております。よろしく願いをいたします。

○山本委員長

ほかに質疑はございますか。

[発言する者なし]

○山本委員長

それでは、ほかに質疑はございませんようですので、以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第 89 号「令和7年度西予市一般会計補正予算（第1号）」のうち危機管理課所管分について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○山本委員長

挙手全員によりまして当委員会としましては、原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。（休憩 午後1時32分）

【税務課】

○山本委員長

再開を告げる。（再開 午後1時35分）

続いて税務課の審査を行います。

議案第 89 号「令和7年度西予市一般会計補正予算（第1号）」のうち税務課所管分についてを議題いたします。

古川課長の説明を求めます。

○古川税務課長

それでは、議案第 89 号「令和7年度西予市一般会計補正予算（第1号）」税務課所管分について御説明いたします。

今回の補正は、令和6年度に物価高騰への支援

を目的に実施しました定額減税調整給付におきまして、実績により本来給付すべき額に不足が生じた方等に対し、追加給付を行うための給付金を計上するものであります。

予算書の16ページをお開き願います。

2 款総務費、2 項徴税費、3 目定額減税調整給付事業費、定額減税調整給付事業として1億2459万8000円を計上しております。内容としましては、18 節負担金補助及び交付金におきまして、定額減税調整給付金を計上しております。

なお、財源につきましては、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（一体支援枠）を充当いたしております。給付のスケジュールにつきましては、今後、7月下旬以降に対象者へ通知文書を発送し、給付開始の予定でございます。

以上、税務課所管分の説明とさせていただきます。御審議の上御決定くださいますようお願いいたします。

○山本委員長

以上で古川課長の説明は終わりました。

これより質疑に入りたいと思います。

質疑はございませんか。

○山下委員

今ほど説明ありました対象者の方ってのは、人数的にはどれぐらいのボリュームなんですか。

○古川税務課長

対象者につきましては、3,634人と見込んでおります。

○山本委員長

ほか御質疑ございませんでしょうか。

〔発言する者なし〕

○山本委員長

質疑もございませんようですので、これで質疑を終結いたします。

それでは、お諮りをいたします。議案第89号「令和7年度西予市一般会計補正予算（第1号）」のうち税務課所管分について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○山本委員長

挙手全員によりまして当委員会としましては、原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。（休憩 午後1時39分）

【財政課】

○山本委員長

再開を告げる。（再開 午後1時40分）

続きまして、財政課の審査を行います。

議案第89号「令和7年度西予市一般会計補正予算（第1号）」のうち財政課所管分について議題といたします。

沖野課長の説明を求めます。

○沖野財政課長

それでは、審査していただきます議案第89号「令和7年度西予市一般会計補正予算（第1号）」のうち財政課所管分について御説明させていただきます。

今回の補正予算は、歳入予算のみとなります。

予算書の9ページをお開き願います。

14 款国庫支出金、2 項8 目総務費国庫補助金でございますが、令和6年度に実施した定額減税調整給付において、実績により本来給付すべき額に不足が生じた方等に対し、追加給付を行う税務課所管の定額減税調整給付事業へ充当する物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（一体支援枠）1億2866万円を計上するものであります。10分の10の国庫補助財源でございます。

続きまして、予算書の10ページをお開き願います。

18 款繰入金、2 項1 目財政調整基金繰入金でございますが、財政調整基金は財源が不足する場合において、当該不足額の補充財源として繰入れするものであり、今回の補正では、2968万4000円を減額するものであります。

以上、財政課所管分に係ります補正予算（第1号）の説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○山本委員長

沖野課長の説明は終わりました。

これより質疑に入りたいと思います。

御質疑等ございませんでしょうか。

〔発言する者なし〕

○山本委員長

御質疑がないようですので、ここで質疑を終結いたします。

お諮りをいたします。議案第89号「令和7年度西予市一般会計補正予算（第1号）」のうち財

政課所管分の原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○山本委員長

挙手全員によりまして当委員会としましては、原案どおり可決することを決しました。

暫時休憩を告げる。（休憩 午後 1 時 44 分）

【政策企画部】

【まちづくり推進課】

○山本委員長

再開を告げる。（再開 午後 1 時 58 分）

これより政策企画部に入りますので、大野本政策企画部長より御挨拶をいただきたいと思ひます。

○大野本政策企画部長

大野本政策企画部長が挨拶を行う。

○山本委員長

それでは、まちづくり推進課の審査を行いたいと思ひます。

議案第 89 号「令和 7 年度西予市一般会計補正予算（第 1 号）」のうちまちづくり推進課所管分についてを議題といたします。

安田課長の説明を求めます。

○安田まちづくり推進課長

それでは、議案第 89 号「令和 7 年度西予市一般会計補正予算（第 1 号）」のうちまちづくり推進課所管分につきまして、補正予算書に基づき御説明を申し上げます。

歳入歳出補正予算事項別明細書で御説明をさせていただきます。まず、歳出予算から説明させていただきます。予算書の 18 ページを御覧ください。

2 款総務費、8 項地域振興費、1 目地域振興費、補正額 4927 万 7000 円の減額補正でございます。事業概要欄の事業ごとに御説明いたします。

まず、二木生地区地域づくり活動センター整備事業の 4755 万 3000 円の減額補正ですが、当初予算計上時には、設計中であり概算予算としておりましたが、5 月の臨時会で議決をいただいたとおり契約も完了しましたので減額しております。なお、財源につきましては、国庫補助金が 6164 万 7000 円減額となりましたので、地方債 1410 万円を増額し充当しております。なお、予算書については、5766 万 7000 円となっておりますのは地域振興費の移住交流促進事業に 298 万円、移住者住

宅等補助事業に 100 万円、それぞれ国庫補助金が充当されましたので、その分をプラスしております。

次に、地域活動助成事業の 200 万円の減額補正につきましては、一般財団法人自治総合センターに申請しておりました令和 7 年度コミュニティー助成事業が不採択となり、補助金を減額するものです。

職員給与費の増額補正につきましては、総務課所管となりますので省略をさせていただきます。

次に、39 ページを御覧ください。

10 款教育費、7 項保健体育費、1 目保健体育総務費、補正額 50 万円の増額補正でございます。事業概要欄を御覧ください。スポーツ振興補助事業 50 万円の増額補正でございます。今回の補正は、当市野村町出身力士であります。十両風賢央関が大相撲 5 月場所にて、9 勝 6 敗と見事勝ち越し西予市相撲連盟から関取への化粧回しの作成、贈呈に対して補助の要望があり、市としても、地域のスポーツ文化振興の視点から、同連盟が実施する事業を支援するため補助金を予算計上するものであります。今後は、西予市相撲連盟を中心とし同関取の後援会設立に向け、準備委員会を立ち上げ、7 月場所後の設立を目指して進めていくとのことでありましたので、その設立総会の場で関取へ化粧回しが贈呈される予定となっております。

次に、10 ページを御覧ください。

続きまして、歳入予算について御説明いたします。

20 款諸収入、5 項雑入、4 目雑入、補正額 866 万 6000 円の増額補正でございます。2 節総務費雑入の 200 万円の減額は、先ほど歳出で説明しました自治総合センター助成金を減額するものです。10 節教育費雑入の 1066 万 6000 円については、本年度保健体育費で予算計上しております。三瓶グラウンドの夜間照明工事に、日本スポーツ振興センターの助成金を申請したところ、交付決定の通知があり予算計上をするものであります。

次に、11 ページを御覧ください。

21 款市債、1 項市債、1 目総務債については、先ほど歳出において説明しました。二木生地区地域づくり活動センター整備事業の起債の増額分 1410 万円の増額補正でございます。

次に、7 目教育債につきましては、先ほど教育

費雑入で説明しました三瓶中学校グラウンド夜間照明工事に充当しておりました起債 1070 万円を減額するものであります。

以上で、議案第 89 号「令和 7 年度西予市一般会計補正予算（第 1 号）」のまちづくり推進課分についての御説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○山本委員長

安田課長の説明は終わりました。

これより質疑に入りたいと思います。

質疑がございましたら、挙手をお願いします。

○森川委員

39 ページ化粧回しですが、野村町の商工会などでは寄付集めは出来なかったのでしょうか。

○安田まちづくり推進課長

野村地区での寄附集めということですが、回し代 300 万円ほどかかるそうです。250 万円ほど差額があるわけですが、それについては、後援会を中心に寄附を集められるということでした。

○山下委員

二木生地区地域づくり活動センター整備事業でマイナス 4755 万 3000 円というこの金額なんですけど、5 月に最終決定ってということで、これだけの減額にはなってるんですけど、ちょっと私個人としてはこの金額が大きいかなと。予算的にこれだけの差額が出たってところの内容的なところは御説明出来ますでしょうか。

○安田まちづくり推進課長

説明のほうでもありましたが、当初の予算計上時は、設計中でございました。詳細な積算っていうのが出来ていない状況でした。また、昨今の物価上昇等もありましたので、多く予算のほうは確保していたということでございます。

○山本委員長

御質疑ございませんでしょうか。

〔発言する者なし〕

○山本委員長

ほかに質疑もないようですので、以上で質疑を終結といたします。

それではお諮りをいたします。議案第 89 号「令和 7 年度西予市一般会計補正予算（第 1 号）」のうちまちづくり推進課所管分について原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○山本委員長

挙手全員によりまして当委員会としましては、原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。（休憩 午後 2 時 12 分）

【政策推進課】

○山本委員長

再開を告げる。（再開 午後 2 時 14 分）

続きまして、政策推進課の審査を行います。

議案第 89 号「令和 7 年度西予市一般会計補正予算（第 1 号）」のうち政策推進課所管分についてを議題といたします。

原井川課長の説明を求めます。

○原井川政策推進課長

それでは、議案第 89 号「令和 7 年度西予市一般会計補正予算（第 1 号）」のうち政策推進課所管分について御説明させていただきます。

歳入歳出予算の補正につきまして、歳入予算から御説明をさせていただきます。

予算書 9 ページをお開き願います。

14 款国庫支出金、2 項国庫補助金、8 目総務費国庫補助金、2 節地域振興費国庫補助金、新しい地方経済・生活環境創生交付金（第 2 世代交付金）につきまして、国に申請しておりました市単独の事業計画「認知獲得から選ばれ移住者も市内若者も住み続けられる西予市へ」が採択されたことから、1203 万 2000 円を増額するものでございます。

本事業は、以前から本市が実施している移住交流促進事業、移住者住宅等補助事業、人口減少対策事業、市特産品推進事業、農業後継者育成事業の 5 つの既存事業を包括的に組合せて構成しております。事業概要といたしましては、本市の移住人口、交流人口、関係人口の拡大を図るため、発信力を持つ著名人に、西予市の魅力を PR していただき、消費行動を起こす際の入り口となる認知獲得により、動機づけを行い、観光客や市内特産品の購買、関係人口や移住者獲得につなげるとともに、二地域居住希望者、教育移住希望者等を視野に入れ、移住体験施設の充実やネット環境の整備などを行うほか、体験や就農研修事業を地域に一部担っていただくことで、地域の魅力を体験してもらい、生活等の不安解消につなげて、市内

で働くことや、地元企業への理解を深める機会をつくるものです。なお充当する5つの事業、歳出分となりますが、詳細につきましては、令和7年第1回定例会において、事業所管の常任委員会において御審議いただいておりますので、詳細は省略をさせていただきます。

次に、歳出予算について御説明をさせていただきます。

予算書19ページをお開き願います。

2款総務費、9項企画費、1目企画管理費につきましては、増額となっております266万5000円は、職員給与費であるため本課の所管外であります。補正額の財源内訳の特定財源、国庫支出金7万2000円の増額につきましては、先ほど歳入予算で説明させていただきました。新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）のうち7万2000円を国庫支出金として、人口減少対策事業に充当するものでございます。財源の組替えであるため予算の増減はございません。

以上、政策推進課所管分の説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いいたします。

○山本委員長

原井川課長の説明は終わりました。

これより質疑を行いたいと思います。

質疑のあります方は挙手をお願いします。

○山下委員

今説明していただいた新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）。この内容を見ましても、非常にこれ西予市にとっても大事な事業になるかなと思います。その中で先ほど言われた著名人をPRに使っていくということについてですけど、この著名人の方ってのは候補の方がおられるんですか。

○原井川政策推進課長

著名人の活用につきましては、既にアンバサダーとして御就任いただいております堀田茜さんの関係の事業となります。

○森川委員

今堀田茜さんが出たんですが、堀田茜さんに2000万円支払ったと思うんですが、本人じゃなしに、代理店みたいところやろうと思うんですけど、この2000万円でどれだけの効果があったか分かりますか。

○原井川政策推進課長

実際の歳出の担当は経済振興課のほうになっておりますので、詳しいことは存じ上げてない部分がありますが、まだ、スペシャルアンバサダーとして今契約を継続しているところがございます。具体的な効果などについては、検証をしっかりとさしてもらった上で、何らかの形で発表といたしますか、総括ということが必要かと考えておりますので、もうしばらくお待ちいただきたいと思っておりますが、それも含めて経済振興課の担当になるということで答弁とさせていただきます。

○山本委員長

ほかございませんですか。

〔発言する者なし〕

○山本委員長

それでは質疑も出尽くしたようですので、以上で質疑を終結とさせていただきます。

お諮りをいたします。議案第89号「令和7年度西予市一般会計補正予算（第1号）」のうち政策推進課所管分の原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○山本委員長

挙手全員によりまして当委員会といたしましては、原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。（休憩 午後2時22分）

【教育部】

【学校教育課】

○山本委員長

再開を告げる。（再開 午後2時24分）

これより、教育部の所管になりますので、最初に谷川教育部長より御挨拶をいただいたらと思います。

○谷川教育部長

谷川教育部長が挨拶を行う。

○山本委員長

それでは、ただいまから学校教育課の審査を行いたいと思います。

議案第80号「西予市小中学校学習用端末の取得について」を議題といたします。

宇都宮課長の説明を求めます。

○宇都宮学校教育課長

それでは、議案第80号「西予市小中学校学習

用端末の取得について」御説明申し上げます。

本市の小中学校につきましては、文部科学省が提唱するGIGAスクール構想に基づき、児童生徒に対して、1人1台の学習用端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備しております。整備後4年が経過し、端末の利活用が進む一方で、故障の増加やバッテリーの劣化などの問題が生じており、GIGAスクール構想加速化基金管理運営要領に基づいて策定した整備計画に基づき、端末の更新を行うものです。

このたび整備いたします端末は、ディスプレイとキーボードを取り外すことができるデタッチャブル型の端末で、GIGAスクール構想第2期において、児童生徒が授業でより幅広い学習に活用でき、児童生徒の身体的負担の軽減を図るものとしております。

今回の購入に当たりましては、共同調達の事務をとり行います愛媛県GIGAスクール推進協議会が5月12日に一般競争入札の開札を行い、四国通建株式会社が落札したことから、去る5月30日に四国通建株式会社西予営業所所長吉岡誠氏と、1億929万6000円で物品購入仮契約を締結いたしましたので、議会の議決を求めるものであります。

以上、説明とさせていただきます。御審議の上、御決定くださいますようお願いいたします。

○山本委員長

宇都宮課長の説明は終わりました。

学習用端末の取得について、御質疑がございましたら、御発言のほうをお願いします。

○森川委員

これ入札したのは、西予市ではなしにほかのところで入札して、西予市は随意契約したわけでしょう。大体、四国通建はNTTの子会社だと思いますが、学習用端末はあまりしてないんじゃないでしょうか。

○山本委員長

暫時休憩を告げる。(休憩 午後2時32分)

○山本委員長

再開を告げる。(再開 午後2時37分)

○宇都宮学校教育課長

四国通建は入札の参加資格に基づいて参加し、それから一般競争入札で落札した業者であります。ですので、納品に際しても契約どおり納品される

よう確認をいたしたいと思います。

○山本委員長

ほかに御質疑ございませんでしょうか。

[発言する者なし]

○山本委員長

以上で質疑を終結としたいと思います。

お諮りをいたします。議案第80号「西予市小中学校学習用端末の取得について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○山本委員長

挙手全員によりまして当委員会といたしましては、原案のとおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。(休憩 午後2時39分)

○山本委員長

再開を告げる。(再開 午後2時40分)

続いて学校教育課の審査を行います。

議案第89号「令和7年度西予市一般会計補正予算(第1号)」のうち学校教育課所管分についてを議題といたします。

宇都宮課長の説明を求めます。

○宇都宮学校教育課長

それでは、議案第89号「令和7年度西予市一般会計補正予算(第1号)」のうち学校教育課所管分につきまして、予算書に基づき御説明申し上げます。

予算書の36ページをお開きください。

10款教育費、2項小学校費、2目教育振興費の会計年度任用職員給与費(教育振興費庶務事業(小学校))の335万円の減額につきましては、小学校に配置する学校生活支援員人数の変更により1名分の報酬、職員手当、共済費、旅費を減額するものです。

続いて、予算書の37ページをお開きください。

10款教育費、3項中学校費、2目教育振興費の会計年度任用職員給与費(教育振興費庶務事業(中学校))の335万7000円を計上するものです。中学校に配置する学校生活支援員人数の変更により1名分の報酬、職員手当、共済費、旅費を計上するものです。

続いて、40ページをお開きください。

10款教育費、7項保健体育費、3目給食センター運営費の修繕料410万6000円を計上するものです。

まず、厨房機器につきまして、市内学校給食センターでは安心安全な学校給食を提供すべく、厨房機器の点検等を定期的を実施しており、先般4月に実施しました厨房機器点検において、不具合が確認された厨房機器のうち修繕が必要と判断したのについて予算計上するものです。主な内容としましては、経年劣化による部品交換のほか、絶縁不良への対応などになりますが、中でも異物混入につながる恐れがあるものについては、修繕対象としております。せいよ西学校給食センターでは、コンテナ洗浄機ほか8点、せいよ東学校給食センターでは、スチームコンベクションオーブンほか4点の修繕分を計上しております。これらの修繕は、安心安全な学校給食提供のため修繕対応をするものです。また、厨房機器のほかには、せいよ西学校給食センターで、空調機の圧縮機の故障、床下配管のひび割れが発生しておりますので、それら修繕についても計上しております。

以上、説明とさせていただきます。御審議の上、御決定くださいますよう、よろしく願いいたします。

○山本委員長

宇都宮課長の説明は終わりました。

これより質疑に入りたいと思います。

質疑はございますか。

〔委員長交代〕

○山本委員

36 ページ、37 ページで小学校生活支援員、小学校ではマイナス 1、中学校ではプラス 1 ということですが、総数はプラマイゼロで変わらないということで、確認しとってよろしいでしょうか。

○宇都宮学校教育課長

総数は 45 名で変更はありません。

〔委員長交代〕

○森川委員

40 ページのせいよ西学校給食センターの空調、床はちょっと傷むのが早過ぎるんじゃないかと思うんですが。

○山本委員長

暫時休憩を告げる。(休憩 午後 2 時 45 分)

○山本委員長

再開を告げる。(再開 午後 2 時 47 分)

○宇都宮学校教育課長

ただいまの件につきまして、せいよ西学校給食

センター所長から答弁させます。

○三好せいよ西学校給食センター所長

それでは先ほどの件ですが、まず床下の配管につきまして、今回ちょっと異臭がするということから、床下に入る機会がありました。その中でひび割れを発見したものでございます。業者に確認していただいたところ、原因ははっきりと特定出来ないが、昨年 4 月の地震の可能性も否定は出来ないというような回答をいただいております。

もう 1 点、空調の圧縮機につきましては、当施設設置からも 9 年目を迎える、大方 10 年になる施設です。いろんな機械が傷み始め、故障が頻発しているような状況でございます。

○森川委員

大体、空調や水道の配管は、耐用年数が 30 年から 35 年なんです。9 年や 10 年で傷んだらちょっとおかしいんです。

○山本委員長

答弁ありますか。

○森川委員

いいです。

○山本委員長

答弁よろしいですか。

○森川委員

はい。

○山本委員長

ほかに御質疑はございますか。

〔発言する者なし〕

○山本委員長

そしたら、質疑もないようですので、ここで終結といたします。

お諮りいたします。議案第 89 号「令和 7 年度西予市一般会計補正予算(第 1 号)」のうち学校教育課所管分につきまして、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○山本委員長

挙手全員によりまして当委員会としましては、学校教育課所管分原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。(休憩 午後 2 時 49 分)

【請願審査】

○山本委員長

再開を告げる。 (再開 午後3時1分)

これより、提出されております請願第1号「核兵器禁止条約の署名・批准を政府に求める請願」を議題といたします。

請願の内容につきましては、タブレットに配信しておりますので、説明は省略をいたします。

ちょっと時間をおきますので、タブレットを御確認いただいたらと思います。

○山本委員長

お目通しいただきましたでしょうか。

暫時休憩を告げる。 (休憩 午後3時4分)

○山本委員長

再開を告げる。 (再開 午後3時5分)

この請願につきまして、紹介議員の大森議員が、会場にお越しいただいておりますので、大森議員からの御説明よろしく申し上げます。

○大森議員

私のほうから、愛媛原爆被害者の会会長岡本教義より請願が出ております「核兵器禁止条約の署名・批准を政府に求める請願」これについての趣旨説明をさせていただきます。

今年、広島、長崎に原爆が投下されてから80年となります。核兵器をめぐっては、被爆者の悲願でもあった核兵器禁止条約が国連加盟国の3分の2を超える賛成で成立し、2021年1月22日発効しました。この条約は、核兵器の使用や実験はもとより、開発、製造、貯蔵、移転や威嚇までも禁止、核兵器に関わるあらゆる活動を禁止する内容となっております。条約の発効によって、これまでは、倫理的、道徳的に悪であった核兵器は、国際条約上も違反とされる存在となり、絶対悪となりました。また、条約は前文で被爆者の苦しみと被害に触れており、被爆者や核実験被害者への援助を行う責任についても明記しております。昨年12月、被爆80年を前に日本原水爆被害者団体協議会略称日本被団協がノーベル平和賞を受賞されました。授与に当たってノルウェーのノーベル委員会は、受賞理由を被爆者として知られる広島、長崎の被爆者らの草の根運動による核廃絶への努力、また、核兵器を再び使用させないための表現活動を継続してきたことを挙げ、被団協を始めとする被爆者代表たちの並外れた努力は、核のタブーの確立に大きく貢献したとその貢献を

たたえています。被爆者の願いはノーモアヒロシマ・ナガサキ、ノーモアヒバクシャです。被爆者は、こんな苦しい人生を再び人々に、どこの誰にも味合わせはならないと考え、訴え続けてこられました。この被爆者の訴えは、日本国内はもとより、海外でも多くの方々の共感を得ました。核兵器ノーの叫びは、国際世論となり、核のタブーとして、この80年間核兵器を実践で使用させることのない世界を実現してきました。核兵器を使わせない、被害者を出さないという被爆者の訴えと、核兵器禁止条約を実現するには廃絶するしかありません。この条約には、現在73カ国が批准しています。条約署名国は94カ国、2024年9月24日現在、条約署名国は94カ国です。今年3月の第3回核兵器禁止条約締約国会議には、条約締約国だけでなく、条約を締結していない国もオブザーバーとして参加、また、市民社会の代表も参加し、核抑止力論を批判し、核兵器のない社会への決意と行動を呼びかけました。日本国内では、政府に核兵器禁止条約の参加・署名・批准を求める意見書決議を採択した自治体議会は、今年4月7日現在で717議会、全自治体議会の約40%にあたります。県内自治体では、砥部町、愛南町、上島町、松山市、内子町が意見書を採択、四国中央市と大洲市が趣旨採択としています。また、国内の世論調査でも、日本が核兵器禁止条約に参加すべきとの声は7割を超えています。朝日新聞2025年4月27日付けによります。なお、もし3度目の核兵器の使用、核戦争ということがあれば、当事国だけの被害にはとどまらず、核の冬と呼ばれる現象が起こり、気温が著しく低下し、地球的規模で何年も続くと想定されています。核の冬によって、食料生産が大打撃を受け、また多くの生物が死滅し、全人類は飢餓に直面するこうした全人類滅亡の危険性さえ指摘されています。唯一の戦争被爆国であり、平和憲法を持つ日本は、本来核兵器禁止条約に参加し、核兵器廃絶の流れを先頭に立って指導すべき役割があると考えます。ところが、日本政府は核兵器の廃絶を訴えてきたはずが、核保有国と非保有国との橋渡し役をとする一方で、核兵器禁止条約については、現実的な核軍縮につながらないとして、一貫して反対の立場をとり続け、核兵器禁止条約に署名・批准をせず背を向けています。これには、被爆者の方

だけでなく、日本の国内外からも批判の声が上がっています。当面、日本も条約に批准せずとも、オブザーバーとして参加できるこの締約国会議に参加をし、各国とともに核兵器廃絶に力を尽くす姿勢を見せることも必要であると考えます。唯一の戦争被爆国としての日本政府の責任は特別重要であると思います。西予市並びに西予市議会として、その責任と役割を果たすべく、被爆者とともに、私たち日本国民が長年にわたり熱望してきた核兵器完全廃絶につながる画期的な条約でもある核兵器禁止条約に、日本政府が署名・批准することを求める意見書を採択していただくことを、委員各位にお願いをいたしまして、請願の趣旨説明とさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

○山本委員長

ただいま大森議員からの説明がありました。

この場で、大森議員への御質疑等ございましたら、ご発言願ったらと思います。

○山下委員

今、大森さんが説明していただいたこの請願ですよね。内容的なところはもう全く反対するような内容ではないと思います。ただ私、議員として一つ思うことは、今現在、この核兵器禁止条約に加わってる国っていうのが、やはり核兵器を持つてる国はまだ1国も入ってないんですよ。その現実と、今日本が置かれてる立場、やはり私は、アメリカの核の傘下の中にあるという現実が、実際にあります。この核兵器禁止条約については本当に先ほど言ったように、全く反対するものではないんですけど、やはり今日本が置かれてる状況からすると、今これを採択するっていうのは、1議員として、まだ賛同できるのではないなとそういう気持ちであります。

○宇都宮委員

私も今山下委員が言われたのとほとんど同じです。核兵器、特に悪いのは当然です。ただ、やはり世界情勢見ても北朝鮮、ロシアどこもやっぱり核持っている。当然アメリカも持ってますが、また中東のほうでは紛争、紛争というよりも戦争になってるんですが、このような世界情勢の中で、なかなかこの理想どおりにはいかないなと思うところがあります。やはり今、山下委員も言われましたが、アメリカに守ってもらえる、もらってお

るという現実もあるんで、それを何もかもなしにして全部なしというわけにもいかない。もう本当に世の中なくなれば1番いいことなんですけど、それかといって簡単にこういうことにはならないかということで、ちょっと賛同するわけにはいかないなと私はそう思います。

○山本委員長

いろいろ御意見も出していただいておりますが、付随してというか大森議員何かありましたら。

○大森議員

核兵器の問題については、私も本当にいろんなところに参加をして学び、そして勉強中です。この前も6月14日にノーベル平和賞を受賞記念として、被爆80年平和の集いというのがありました。この今回請願の団体になっております愛媛県原爆被害者の会が主催されております。そして、ここで非常に私もいろいろ本当に被害者に寄り添うこと、被害者から学ぶことっていうのをここでまた再確認をして、学んで帰ってきたわけですが、二度と繰り返してはならない核兵器、核戦争8月の広島、長崎を二度と繰り返してはならない、広島、長崎だけではありません、高知県の船なんかも被爆してるわけですね、実験によって。私は本当に皆さんもこの分かってと言われたことに対しては、非常にうれしく思いますが、二度とその被爆者の声から学ぶ、そして二度とこれを繰り返してならないということで、訴え続けていかなければならないと思っております。特に核を持っている国が、ぜひ核兵器廃絶に向けて一歩踏み出してほしい。核を持っていることによって非常に危険が高まるというふうに考えておりますので、そこはもう訴え続けていくと、核兵器のない世界を、核兵器のない世界を訴え続けていく。決してアメリカが、私たちを守ってくれるのかということ、そこは疑問に思っております。毎年こうやって去年も請願で訴えさせてもらいましたが、私は被爆者の声から学び、これからも訴え続けていきたいと思っております。理想の世界、核兵器のない世界というのをしっかりと学びながら、被爆者の声に学びながら、これからも訴え続けていきたいと思っております。皆様も、ぜひとも日本が核兵器のない国に、広島、長崎を経験した世界で唯一の国として、先頭に立って核兵器廃絶へ歩み出していくように、日本こそが先頭に立って歩み出していくような国

になるように、私はそういうその思いでこれからも訴え続けていきたいと思えます。

○山本委員長

大森議員御説明していただきましたので、我々も請願の文章以外にも知ることが出来ました。御説明ありがとうございます。これで退出を願います。

暫時休憩を告げる。(休憩 午後 3 時 19 分)

○山本委員長

再開を告げる。(再開 午後 3 時 21 分)

先ほど、各委員から御意見が出ておりましたけども、そのほかに御意見ございませんか。

○森川委員

採択して出しても、国のほうでは通らるので、趣旨採択で良いと思えます。

○山本委員長

ただいまの趣旨採択はどうかというような御意見がありました。ほかございませんでしょうかね。

[発言する者なし]

○山本委員長

それでは最初に趣旨採択をどうするかという決議をして、そのあと請願についての、採択、不採択の決議をとりたいと思えます。それでよろしいでしょうかね。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○山本委員長

それでは、ただいま御意見がありました請願第 1 号「核兵器禁止条約の署名・批准を政府に求める請願」について、趣旨採択とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○山本委員長

挙手少数でありますので、趣旨採択は当委員会といたしましては、不採択とさせていただきます。

続きまして、請願第 1 号「核兵器禁止条約の署名・批准を政府に求める請願」について、これについての決議をとりたいと思えます。政府に求める請願について採択とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○山本委員長

それでは、請願第 1 号「核兵器禁止条約の署名・批准を政府に求める請願」につきましては、賛成者なしです。よって当委員会といたしまして

は、この請願は不採択とすることに決しました。

それでは、本日予定されておりました議案審査全て終了いたしましたので、これにて令和 7 年第 2 回定例会総務常任委員会を閉会といたします。

閉会 午後 3 時 24 分

西予市議会委員会条例第 30 条第 1 項の規定によりここに署名する。

西予市議会総務常任委員長

山本 英明